

木更津市社会福祉協議会バス利用のご案内

《バスの仕様》

- ・車種 三菱ふそうローザ ・登録 令和3年9月（初度登録平成13年1月）
- ・長さ 6m99cm ・幅 2m01cm ・高さ 2m62cm
- ・定員 23人（運転手除く）※正席18席・補助席5席

《登録情報》

- ・番号 袖ヶ浦 200 さ 1380
- ・所有者 社会福祉法人木更津市社会福祉協議会

《使用について》

○使用基準

バスは、次に掲げる事業を行う市内の機関及び福祉団体等がその目的を達成するために使用できます。

- (1) 地域福祉活動に関する事業
- (2) 地域福祉等社会福祉を目的とする団体の活動及びその育成と推進のための事業

○使用範囲

- (1) バスの使用は、原則、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間の1日とします。（使用期間・返却時間は厳守すること。）
- (2) バスの使用の範囲は、関東各都県とします。

○使用申込み

使用日の3か月前の月の初めから、使用日の10日前までに申し込みをしてください。

○使用人員

おおむね10人以上23人以内とします。

○使用料

無料ですが、運転者の手配、燃料、有料道路代（ETCカード利用可能）、駐車場代等は使用者の負担となります。

○バス利用上の注意

- (1) 「観光」目的の使用はお控えください。
- (2) 当日の運行経路及び行先は緊急の場合を除き変更はできません。
- (3) 故意または過失により、バス本体及び設備品を汚したり、傷つけたり、壊した場合には弁償を、求めることがあります。
- (4) 使用中に車内で出たごみは使用者の責任で処分し、返却時に車輛を点検して車内は清掃してください。
- (5) 車内での飲酒（ノンアルコール含む）、喫煙をお控えください。

○保険

バス使用中の事故に関しては、木更津市社会福祉協議会で加入している自動車保険（対人・対物賠償、搭乗者傷害）の補償範囲内での対応はできますが、車両（バス）の損害、その他の賠償については、使用者側の責任で補償していただきます。事故が起きた場合は、必ず警察及び木更津市社会福祉協議会に連絡をしてください。

【申込み・問合せ先】

社会福祉法人木更津市社会福祉協議会

〒292-0834 木更津市潮見2丁目9番地 木更津市民総合福祉会館内

電話0438-25-2089(代表) FAX 0438-23-2615